

## 第4章 地域福祉の推進に向けて

### 1. PDCAによる進捗管理

本計画に掲載している活動や取り組みを着実に推進していくために、「(仮称) 北区地域福祉推進会議」において、P (Plan : 計画) → D (Do : 実行) → C (Check : 点検) → A (Action : 見直し) の考え方に基づいて、計画・事業の進捗状況や課題などを把握するとともに、事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直し、さらにステップアップした取り組みを推進していきます。

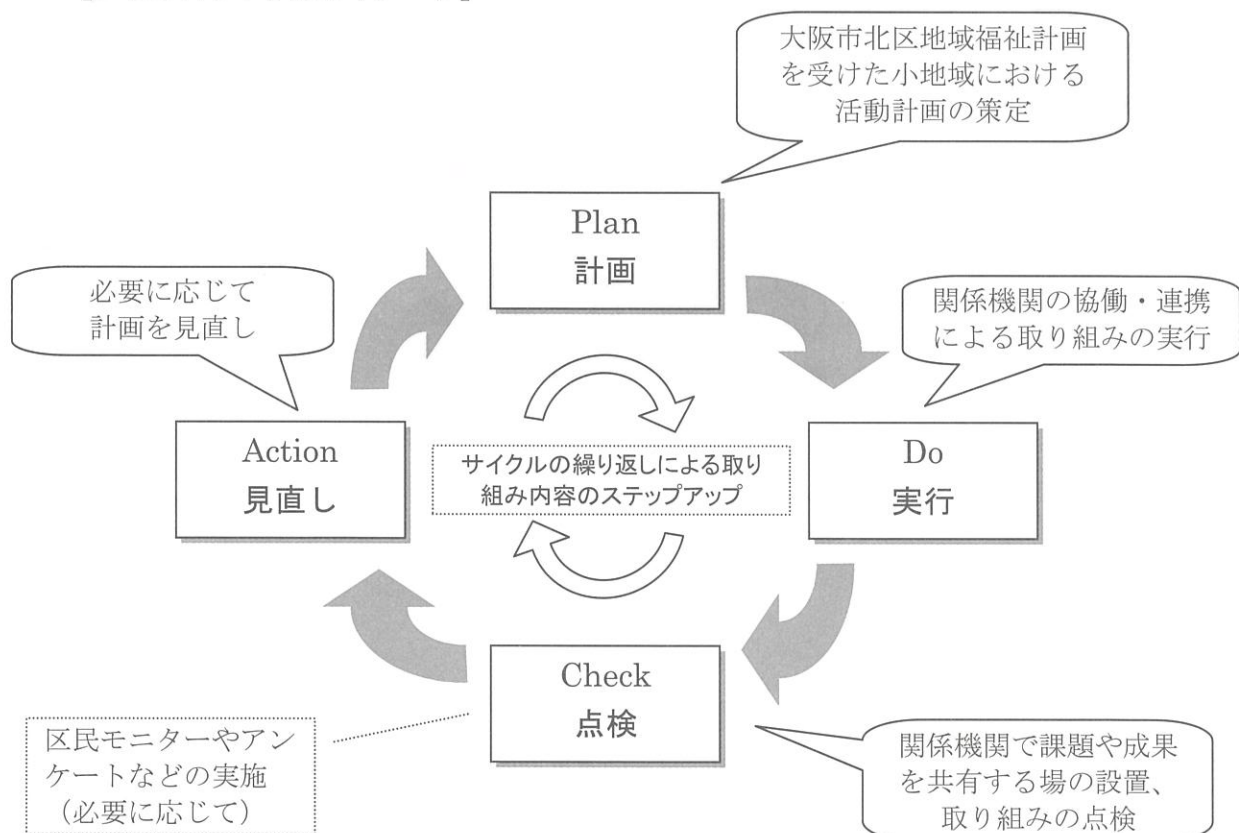
そのために、小地域において地域福祉活動計画の策定を支援するとともに、関係機関等においても計画づくりを進められるよう、協力・支援します。

各主体の取り組みの成果、課題などについて、「(仮称) 北区地域福祉推進会議」において共有化に努めます。

本計画に基づいて実施する事業の効果検証やさらなるニーズ把握のため、必要に応じて、区民モニターやアンケートなどの手法による区民意識調査を実施します。

あわせて、「北区区政会議」に活動状況、成果を報告し、よりよい事業実施に向けた提案をいただく機会とします。

#### 【PDCAサイクルのイメージ】



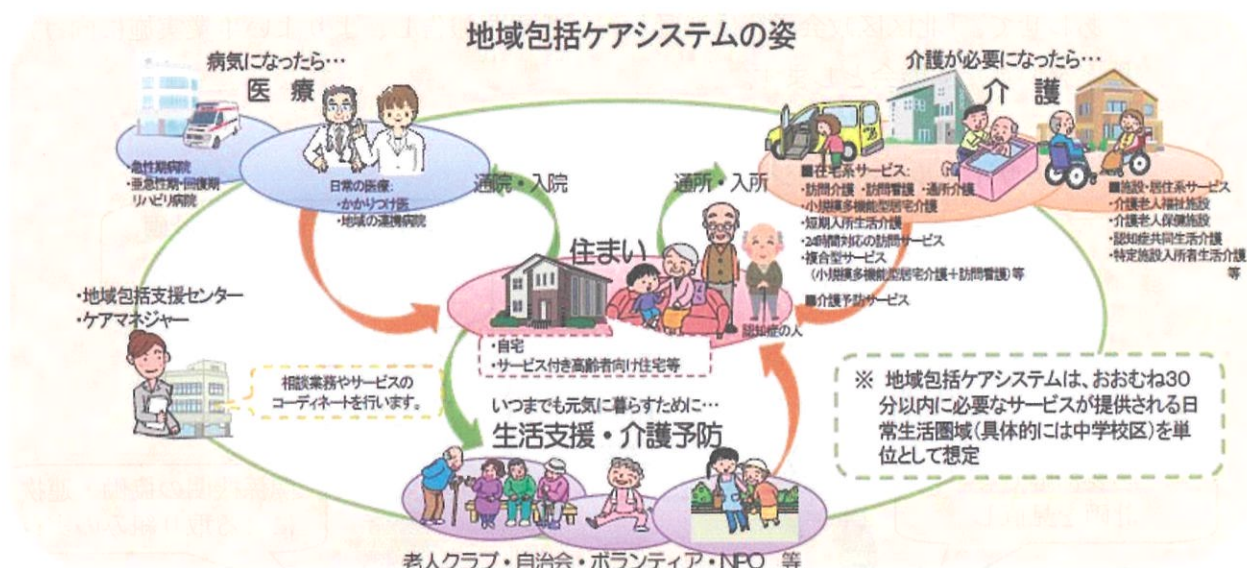
## 2. 職員への研修の実施

北区役所の職員一人ひとりが、それぞれの職場で地域福祉を推進する担い手であるという認識を高められるよう、さらには生活課題を抱える状況への理解を深め、対応している住民が抱えている課題を早期に発見できるよう、福祉研修をすすめます。

また、北区役所のどの窓口においても、住民からの地域福祉に関する問い合わせに対して、適切な情報提供を行うことができるよう、環境整備をすすめます。

## 3. 地域包括ケアシステムの構築

本計画の推進を通して、地域福祉の視点から「地域包括ケアシステム」の構築を支えるとともに、介護保険サービスと保健・医療、成年後見等の権利擁護<sup>\*9</sup>、住まい、地域における見守りや生活支援など、さまざまな支援が切れ目なく提供されるよう、福祉・医療・保健の各部署・関係機関等との連携を強化します。



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」ホームページ

<sup>\*9</sup> 権利擁護...福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。